8月6日からの面会方法

愛知県に緊急事態宣言が出されたため、面会方法を変更いたします。
下記A・B・Cで面会方法が異なります。

A：中止。

B：愛知県在住の親族。ただし、過去2週間以内に県外に行っていない。
　県外の人と接触のない方に限る。（友人・知人は×）

C：看取りケアの入居者様の親族。（友人・知人は×）

※面会者や同居家族が、過去2週間以内に37.5℃を超える
　発熱や風邪症状があった場合、面会をお断りします。

＜Aの方＞1階でのアクリル板越しの面会。10分間。

・中止

＜Bの方＞ビデオ通話による10分の面会

・前日までに電話予約が必要です（当日不可）。
・面会時間は月～金の10～11時半/13時半～15時。土日不可。
・マスク着用、事務所での検温、手指消毒。人数は3人以下。
※面会頻度は週1回を上限といたします。

＜Cの方＞基本１階でアクリル板越しで15分程度。

・前日までに電話予約が必要です。
・面会時間は10～11時半/13時半～15時。平日・土日祝日関係なし。
・面会人数3人以下。面会頻度に制限なし。面会時間15分程度。
・１階に降りてこられない状況になった場合はその都度相談します。

※BCのいずれの場合も、
　予約時間に遅れた場合、面会をお断りすることがございます。